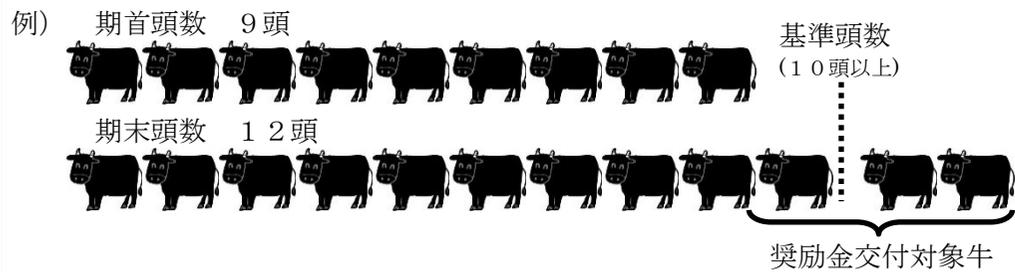


令和5年度 肉用牛経営安定対策補完事業(うち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)の詳細

事業内容	交付要件等	交付対象												
<p>① 中核的担い手育成増頭推進</p> <p>繁殖雌牛を増頭した場合の実績に応じた奨励金の交付</p> <p>&lt;交付対象品種&gt;</p> <table border="1" data-bbox="203 475 495 703"> <tr><td>黒毛和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>褐毛和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>短角和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>無角和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>その他肉専</td><td>○</td></tr> <tr><td>交雑種(乳×肉専)</td><td>×</td></tr> </table> <p>対象：○ 非対象：×</p>	黒毛和種	○	褐毛和種	○	短角和種	○	無角和種	○	その他肉専	○	交雑種(乳×肉専)	×	<p><b>【交付対象者の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繁殖雌牛の増頭計画を有すること。</li> <li>・肉用子牛価格安定基金協会と肉用子牛生産者補給金交付契約を締結している者。</li> <li>・事業実施年の前年に維持又は増頭実績があること。(新たに繁殖雌牛の飼養を開始する場合を除く) ただし事故(廃用)等により減少した場合はこの限りではない。(またこの場合、奨励金交付対象は前々年度の飼養頭数からの増頭分とする)</li> <li>・期末時点で、繁殖雌牛の頭数が基準頭数(10頭以上)であること。ただし個々の経営が10頭未満であっても、3戸以上で生産者集団を組織し、集団として10頭以上の規模がある場合は事業参加可能とする。(※1)</li> <li>・みどりの食料システム戦略に基づく持続的な畜産物生産に向けた取組の推進に努めるもの</li> <li>・農業保険法に基づく家畜共済への積極的な加入。</li> <li>・配合飼料価格安定制度との契約締結状況が確認できること。</li> </ul> <p><b>【交付対象牛の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繁殖目的で飼養され、満9ヶ月齢以上である。</li> <li>・導入時点での月齢が満72ヶ月齢未満の雌牛であること。</li> <li>・黒毛・褐毛・短角・無角・その他肉専であること。(乳×肉専交雑は含まない)</li> <li>・国及び機構の事業において、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。</li> <li>・対象牛の推定育種価又は期待育種価が要件を満たすこと。(別紙「各事業における奨励金単価」参照)</li> </ul> <p>〔前年度の事業参加者で、前年度において技術的な問題で育種価が判明しなかったため奨励金の交付対象とならなかった繁殖雌牛が、当年度において要件に適合することが明らかとなった場合であって、当年度に繁殖雌牛を増頭又は維持したときは、当年度の交付決定額の範囲内で当該繁殖雌牛を当年度の奨励金交付対象頭数に加算出来る。〕</p>	<p>80千円/頭以内 又は 100千円/頭以内</p> <p>〔基準頭数 10頭以上 交付上限 50頭/1生産者〕</p> <p>(※1) 生産者集団の参加条件 ①構成員全員が増頭している。 ②原則として構成員は変更できない。 ③事業参加年度以降3年間のうちに個々の構成員が10頭以上に規模拡大する計画を有すること。</p> <p><b>注意</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨励金交付対象牛のうち、繁殖供用の事実がないまま処分(肥育仕向け)する場合は、あらかじめ事業実施団体を通じて畜産会への連絡が必要。</li> <li>・畜産会々長の了解を得ることなく処分(肥育仕向け)した場合は奨励金相当額の返還を求められることがある。</li> </ul>
黒毛和種	○													
褐毛和種	○													
短角和種	○													
無角和種	○													
その他肉専	○													
交雑種(乳×肉専)	×													



奨励金対象頭数は、期末頭数12頭－期首頭数9頭＝3頭

奨励金の交付は、3頭×@80千円(又は@100千円)  
＝240千円(又は300千円)

令和5年度 肉用牛経営安定対策補完事業（うち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）の詳細

事業内容	交付要件等	交付対象												
<p>② 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保</p> <p>利用上位以外・希少血統の種雄牛由来の繁殖雌牛の導入に対する奨励金の交付</p> <p>&lt;交付対象品種&gt;</p> <table border="1" data-bbox="203 584 495 812"> <tr><td>黒毛和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>褐毛和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>短角和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>無角和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>その他肉専</td><td>×</td></tr> <tr><td>交雑種(乳×肉専)</td><td>×</td></tr> </table> <p>対象：○ 非対象：×</p>	黒毛和種	○	褐毛和種	○	短角和種	○	無角和種	○	その他肉専	×	交雑種(乳×肉専)	×	<p><b>【交付対象牛の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び機構の事業において、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。</li> <li>・農林水産大臣の承認を受けた登録団体（「全国和牛登録協会」「日本あか牛登録協会」「日本短角種登録協会」）が行う登録又は登記を受けた肉専用種の繁殖雌牛。</li> <li>・対象牛の父牛又は母牛の推定育種価又は期待育種価が、6形質のいずれか1つの育種価が上位1/2（B以上）であること。</li> <li>・利用上位の種雄牛以外の種雄牛を父牛とする雌牛あるいは、希少系統の種雄牛を父牛とする雌牛であること。（別紙「各事業における奨励金単価」参照）</li> <li>・自家保留牛は補助対象外。</li> </ul> <p><b>【交付対象牛の管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施団体等（※2）が雌牛を購入し、一定期間（購入後48ヶ月以上）自らが飼養あるいは農業者に対し一定期間貸し付けること。</li> </ul> <p><b>【貸付対象者の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの食料システム戦略に基づく持続的な畜産物生産に向けた取組の推進に努めるもの</li> <li>・農業保険法に基づく家畜共済への積極的な加入。</li> <li>・配合飼料価格安定制度との契約締結状況が確認できること。</li> </ul>	<p>60千円/頭以内 又は 90千円/頭以内</p> <p>（※2） 「事業実施団体等」とは、本事業では「生産者集団、農協、農協連、公社、一般社団法人等及び肉用牛ヘルパー利用組合」を指す。 （詳細は要綱要領を参照）</p> <p><b>注意</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間内に事故等があった場合は事業実施団体等を通じ畜産会への届出が必要。</li> <li>・畜産会々長の承認を得ることなく処分（肥育仕向け）した場合は補助金返還の対象となります。</li> </ul>
黒毛和種	○													
褐毛和種	○													
短角和種	○													
無角和種	○													
その他肉専	×													
交雑種(乳×肉専)	×													

令和5年度 肉用牛経営安定対策補完事業（うち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）の詳細

事業内容	交付要件等	交付対象												
<p>③ 優良繁殖雌牛導入支援</p> <p>優良繁殖雌牛の導入に対する奨励金の交付</p> <p>&lt;交付対象品種&gt;</p> <table border="1" data-bbox="203 512 495 740"> <tr><td>黒毛和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>褐毛和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>短角和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>無角和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>その他肉専</td><td>×</td></tr> <tr><td>交雑種(乳×肉専)</td><td>×</td></tr> </table> <p>対象：○ 非対象：×</p>	黒毛和種	○	褐毛和種	○	短角和種	○	無角和種	○	その他肉専	×	交雑種(乳×肉専)	×	<p><b>【交付対象牛の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び機構の事業において、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。</li> <li>・農林水産大臣の承認を受けた登録団体（「全国和牛登録協会」「日本あか牛登録協会」「日本短角種登録協会」）が行う登録又は登記を受けた肉専用種の繁殖雌牛。</li> <li>・対象牛の父牛又は母牛の推定育種価又は期待育種価が要件を満たすこと。（別紙「各事業における奨励金単価」参照）</li> <li>・自家保留牛は補助対象外。</li> </ul> <p><b>【交付対象牛の管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施団体等（※2）が雌牛を購入し、一定期間自らが飼養すること。あるいは<u>農業者</u>に対し一定期間貸し付けること。</li> </ul> <p>「一定期間」とは、以下の期間又は雌牛の購入後生産された産子の枝肉成績が得られる時点までのいずれか短い期間。</p> <p>雌子牛(満6～12ヶ月齢未満)の場合・・・購入後おおむね42ヶ月間 成雌牛の場合・・・購入後おおむね36ヶ月間</p> <p><b>【貸付対象者の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの食料システム戦略に基づく持続的な畜産物生産に向けた取組の推進に努めるもの</li> <li>・農業保険法に基づく家畜共済への積極的な加入。</li> <li>・配合飼料価格安定制度との契約締結状況が確認できること。</li> </ul>	<p>40千円/頭以内 又は 50千円/頭以内</p> <p>(※2) 「事業実施団体等」とは、本事業では「生産者集団、農協、農協連、公社、一般社団法人等及び肉用牛ヘルパー利用組合」を指す。 (詳細は要綱要領を参照)</p> <p><b>注意</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間内に事故等があった場合は事業実施団体等を通じ畜産会への届出が必要。</li> <li>・畜産会々長の承認を得ることなく処分(肥育仕向け)した場合は補助金返還の対象となります。</li> </ul>
黒毛和種	○													
褐毛和種	○													
短角和種	○													
無角和種	○													
その他肉専	×													
交雑種(乳×肉専)	×													

令和5年度 肉用牛経営安定対策補完事業（うち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）の詳細

事業内容	交付対象経費	交付額										
<p>④ 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備</p>	<p>繁殖雌牛の飼養頭数の増加を図るために事業実施団体等が以下の施設等の整備・導入（リース事業者を活用した貸付も含む（※3））を行う場合に助成されるもので、当年から5年後までの増頭頭数に応じた規模の範囲で認められる。</p> <p><b>【交付対象経費】</b></p> <p><b>ア 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等</b></p> <p><b>（ア）簡易牛舎の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易牛舎の新設、増設を行う場合の助成で、採択基準は別記のとおり。</li> <li>・補助対象は、躯体の事業費で、内部の器具機材は含まない。</li> </ul> <p><b>（イ）施設の改造に必要な資材の供給</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倉庫、豚舎、馬小屋等の遊休施設を繁殖雌牛の飼養施設として改造したり、古い牛舎の生産性を高めたり、衛生状態を改善する等のための改造に必要な資材を支給する場合の助成で、採択基準は別記のとおり。</li> <li>・補助対象は、躯体の支給資材費で、内部の器具機材は含まない。</li> </ul> <p><b>（ウ）器具機材の導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産効率を高め、飼養環境の改善を図るための牛舎の付帯的な器具機材に対する助成で、以下の物品に限定する。（より安価な器具機材の導入とする）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>連動スタンション、ウォーターカップ、水槽、飼槽、温水給水器又は給水器、換気扇、インバータ、動力盤、ゲート（仕切柵）、巻上カーテン</p> </div> <p><b>イ 子牛の健康維持に資する器具機材</b></p> <p><b>（ア）子牛用器具機材の導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子牛の健康維持を図るための器具機材に対する助成で、以下の物品に限定する。（採択基準は別記のとおり。）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>細霧装置、子牛用ヒーター</p> </div>	<p>躯体の事業費の1/2以内 （※3）リース料のうち、簡易牛舎等の取得価格相当の額の1/2以内)</p> <p><b>繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th>採択基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">（ア） 簡易牛舎</td> <td>施設面積 木造又はパイプハウス ：500㎡以内 鉄骨：200㎡以内 単価 2.9万円/㎡以内 特認単価（※4） 3.3万円/㎡以内 〔繁殖雌牛増頭1頭当り 15㎡以内 育成牛増頭1頭当り 3㎡以内〕（※5）</td> </tr> <tr> <td>単価 1万円/㎡以内 〔繁殖雌牛増頭1頭当り 15㎡以内 育成牛増頭1頭当り 3㎡以内〕（※5）</td> </tr> </tbody> </table> <p>繁殖雌牛増頭頭数＝目標頭数－現状頭数 育成牛頭数＝繁殖雌牛増頭頭数</p> <p><b>子牛の健康維持に資する器具機材</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th>採択基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">（ア） 子牛用器具機材</td> <td>細霧装置 1経営体当り 100万円以内</td> </tr> <tr> <td>子牛用ヒーター 1経営体当り 70万円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	採択基準	（ア） 簡易牛舎	施設面積 木造又はパイプハウス ：500㎡以内 鉄骨：200㎡以内 単価 2.9万円/㎡以内 特認単価（※4） 3.3万円/㎡以内 〔繁殖雌牛増頭1頭当り 15㎡以内 育成牛増頭1頭当り 3㎡以内〕（※5）	単価 1万円/㎡以内 〔繁殖雌牛増頭1頭当り 15㎡以内 育成牛増頭1頭当り 3㎡以内〕（※5）	区分	採択基準	（ア） 子牛用器具機材	細霧装置 1経営体当り 100万円以内	子牛用ヒーター 1経営体当り 70万円以内
区分	採択基準											
（ア） 簡易牛舎	施設面積 木造又はパイプハウス ：500㎡以内 鉄骨：200㎡以内 単価 2.9万円/㎡以内 特認単価（※4） 3.3万円/㎡以内 〔繁殖雌牛増頭1頭当り 15㎡以内 育成牛増頭1頭当り 3㎡以内〕（※5）											
	単価 1万円/㎡以内 〔繁殖雌牛増頭1頭当り 15㎡以内 育成牛増頭1頭当り 3㎡以内〕（※5）											
区分	採択基準											
（ア） 子牛用器具機材	細霧装置 1経営体当り 100万円以内											
	子牛用ヒーター 1経営体当り 70万円以内											

	<p><b>【事業実施団体等及び構成員の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業実施団体等は「飼料自給率向上計画」を作成していること。</li><li>・構成員は、農業保険法に基づく家畜共済へ積極的に加入すること。</li><li>・配合飼料価格安定制度との契約締結状況が確認できること。</li></ul> <p><b>【取得物の取り扱い】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業実施団体等（※2）として会計処理を行う。（所有者は事業実施団体等となる。）</li><li>・事業実施団体等において肉用牛の生産性向上計画を作成し、施設の計画上での位置づけを明確化。</li><li>・事業実施団体等は管理利用規程を設けるとともに、管理運用を構成員に行わせる場合は当該構成員と貸付契約を締結する。</li><li>・施設整備した翌年度から5年間は、毎年「運営状況報告書」により繁殖雌牛の飼養状況を、畜産会を通じて県及び農畜産業振興機構へ報告する義務がある（※6）。また、耐用年数前に財産処分する場合は、農畜産業振興機構の承認が必要。</li></ul>	<p>（※4） 地域の実情等やむを得ない事由により基準単価（2.9万円/㎡以内）を超えて施工する必要があるとして知事との協議を経て機構理事長が認めた場合は、特認単価を適用。</p> <p>（※5） 通路等飼養スペース以外の面積も含む</p> <p>（※2） 「事業実施団体等」とは、本事業では「生産者集団、農協、農協連、公社、一般社団法人等及び肉用牛ヘルパー利用組合」を指す。 （詳細は要綱要領を参照）</p> <p>（※6） 通計画通りに利用されないことが確実な場合、補助金の返還を求められることがある。</p>
--	--	---

令和5年度 肉用牛経営安定対策補完事業（うち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）の詳細

事業内容	交付対象経費	交付額
<p>⑤ 肉用牛ヘルパー推進</p> <p>肉用牛ヘルパー利用組合が実施する活動に要する経費を補助</p>	<p><b>【交付対象経費】</b></p> <p>ア 肉用牛ヘルパーの組織化のための協議会開催、計画策定</p> <p>イ 肉用牛ヘルパーの適正運営のための機具の整備等</p> <p>ウ 肉用牛ヘルパー要員の確保のための募集活動、傷害保険等の加入促進</p> <p>エ 肉用牛ヘルパーの出役調整</p> <p>オ 肉用牛ヘルパーに係る研修会等の開催</p> <p>カ 肉用牛ヘルパーに必要な機具の借上げ</p> <p>キ 傷病時等、高齢者等及び放牧管理時を対象とした肉用牛ヘルパー利用促進</p> <p>※1 上記「キ」に含まれる「飼料生産ヘルパー」は、面積単位に応じた料金設定とし、1戸当たりの年間補助上限額は155,000円/戸とする。  出典：「肉用牛ヘルパー事業解説書（一部改正平成31年3月）」p14「別紙 飼料生産ヘルパーの見直しについて」</p>	<p>ア～キ</p> <p>1/2以内</p>